

様式第1号(第2条関係)

堺市指定排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)
電話番号

堺市指定排水設備工事業者の指定を受けたいので、堺市下水道条例第5条の2第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地		
ふりがな		
営業所の名称		
営業所の電話番号		
営業所のメールアドレス		
責任技術者の氏名 及び登録番号	氏名	登録番号
	※他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況	

備考 登録番号は、大阪府下水道協会が発行する下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている7桁の番号です。

様式第2号(第2条関係)

堺市指定排水設備工事業者誓約書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)

申請者(法人の場合は、当該法人及びその役員その他これに類する者)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しない者であることに相違ないことを誓約します。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
- (3) 堺市下水道条例第5条の7第1項の規定により指定を取り消され、当該取消の日から2年を経過しない者であること。
- (4) その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があること。

(裏面)

番号	種別	品目例
1	排水設備工事用工具	てこ、トンカチ、チス、大ハンマー、はつりハンマー、練りスコップ、練り鉄板、塗りこて、レンガこて、仕上げこて、パイプ切断機等
2	土木工事用工具	両つるはし、スコップ、排水用ポンプ、 転圧機、舗装用切断機、掘削機等
3	測量用器具	水平器、水準器、箱尺、巻尺、水糸等
4	水道工事用工具	ウォーターポンプ、トーチランプ、プライヤー、やすり、 パイプレンチ、金切のこ、水圧テストポンプ、水圧ゲージ等
5	保安用具	工事中標識板、警戒標識、排水設備工事表示板、 防護柵、ガードロープ、点滅式黄色灯等
6	運搬車両	軽トラック、2トントラック等
7	営業所備品	机、いす、パソコン、複写機、電話等